

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

H 編

電 氣 設 備

鋼船規則 H 編
鋼船規則検査要領 H 編

2023 年 第 1 回 一部改正
2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 規則 第 18 号／達 第 13 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼船規則

H 編

電気設備

規則

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 規則 第 18 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

H 編 電気設備

3 章 設備計画

3.3 非常電気設備

3.3.2 非常電源装置の容量及び給電時間*

-2.(7)を次のように改める。

-2. 非常電源装置は、特定の負荷の始動電流と過渡特性を考慮し、少なくとも次の負荷（電気に依存するものに限る。）にそれぞれ指定された時間同時に給電できるものでなければならない。

((1)から(6)は省略)

- (7) **C 編 ~~4.3.4.1~~ 編 2.2.3.1** により要求される閉鎖装置の開閉状態を確認できる装置及び閉鎖装置の作動を知らせる音響警報装置、**C 編 ~~4.3.4.2~~ 編 2.2.3.2** により要求される閉鎖装置の開閉状態を確認できる装置、**C 編 ~~3.3.2.4.1~~ 編 2.3.4.2** により要求される閉鎖装置の開閉状態を示す表示器並びに **C 編 ~~3.3.2.4.2~~ 編 2.3.4.2** により要求される閉鎖装置の開閉状態を示す表示器が電気式のものである場合には、これらの表示器及び音響警報装置に対して 30 分間

((8)から(10)は省略)

附 則

1. この規則は、2023 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であって、2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶

鋼船規則検査要領

H 編

電気設備

要
領

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 達 第 13 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

H 編 電気設備

H2 電気設備及びシステム設計

H2.4 回転機

H2.4.15 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。

-2. 温度試験，過電流又は超過トルク試験及び持続短絡電流試験（以下，「温度試験等」という。）の省略手続き等，その取扱いは次による。

(1) (省略)

(2) 申込書

温度試験等の省略に関する申込書 (APP-TR-OMM-H(J)) は，製造工場ごとに各 2 通を本会支部に提出するものとする。支部は，これを調査し，適当と認めた場合は，内一通に受理印（支部印）を押印し，申込書を返却する。

(3) (省略)

(4) (省略)

(5) 個別試験

代表機試験に合格し，温度試験等の省略が認められた機器のその後の個々の製品について実際に温度試験を省略する場合は，注文者の同意を得るものとする。また，品質管理責任者は，個々の製品ごとに，~~表 H2.4.15-1. のような~~チェックリストを作成し，同一形式の製品であることが容易に確認できるようにしておく必要がある。

（ただし，例えば同一船舶用の主発電機等で，1 台は全試験を行い，他のものについて温度試験等を省略する場合などのように，同一形式であることが明らかな場合は，この限りでない。）

(6) (省略)

(7) チェックリスト

~~表 H2.4.15-1. の~~チェックリストは，機器の個別試験にあたり，同一形式であることが容易に確認できるように作成した見本である。~~これを参考にして，~~適用する機器の種類に応じ，関係者間で協議の上，適当なチェックリスト (CL-RM-H(J)) を製造者側で用意するものとする。なお，~~記入欄~~チェックリスト中，太枠は，代表機と同一であることが要求され，細枠のものは，代表機とほぼ同じか又はそれ以下であればよい項目を示してある。

表 H2.4.15-1.を削る。

~~表 H2.4.15-1~~
~~(省略)~~

H2.5 配電盤，区電盤及び分電盤

H2.5.10 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。

-2. 規則 H 編 2.5.10 に定める温度試験省略の手続き等は，H2.4.15-2.(1)から(7)に同じとする。ただし，文中の回転機は，配電盤と読み代える。また，H2.4.15-2.(7)のチェックリストの見本については，次の表 H2.5.10-1.による適当なチェックリスト (CL-SB-H(J)) を製造者側で用意するものとする。

表 H2.5.10-1.を削る。

~~表 H2.5.10-1.~~
~~(省略)~~

H2.8 電動機用制御器及び電磁ブレーキ

H2.8.4 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。

-2. 規則 H 編 2.8.4 に定める温度試験省略の手続き等は，H2.4.15-2.(1)から(7)に同じとする。ただし，文中の回転機は，電動機用制御器と読み代える。また，H2.4.15-2.(7)のチェックリストの見本については，表 H2.8.4-1.による適当なチェックリスト (CL-ST-H(J)) を製造者側で用意するものとする。

表 H2.8.4-1.を削る。

~~表 H2.8.4-1.~~
~~(省略)~~

H2.10 動力及び照明用変圧器

H2.10.6 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。

-2. 規則 H 編 2.10.6 に定める温度試験省略の手続き等は、H2.4.15-2.(1)から(7)に同じとする。ただし、文中の回転機は、変圧器と読み代える。また、H2.4.15-2.(7)のチェックリストの見本については、表 H2.10.6-1.による適当なチェックリスト (CL-TF-H(J)) を製造者側で用意するものとする。

表 H2.10.6-1.を削る。

~~表 H2.10.6-1~~
~~(省略)~~

附 則

1. この達は、2023 年 6 月 30 日から施行する。